

令和5年度 南山城小学校いじめ防止基本方針

相楽東部広域連立南山城小学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

本校では、児童一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、南山城村・相楽東部広域連立教育委員会・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」という。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)を策定する。

また、平成29年3月に国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が改訂されたことを受けて、南山城小学校いじめ防止基本方針の一部を改正する。

2 いじめの防止等の組織及び指導・支援体制

(1) いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。

(2) 「いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任(委員長)、関係学年担任、養護教諭

(3) 「いじめ対策委員会」は原則として毎月1回第3水曜日に開催する。なお、緊急に必要なときはこの限りではない。

(4) 「いじめ対策委員会」では、次のことを行う。

- ① 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
- ② いじめの相談・通報の窓口
- ③ 関係機関、専門機関との連携
- ④ いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ⑤ いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定

- ⑥ 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
- ⑦ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
- ⑧ 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進
- ⑨ 再発防止策の検討と今後の具体的方針や取組の決定

3 いじめの未然防止

(1) 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての生徒を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性をはぐむとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員がPTA等と一体となって継続的に取組を行う。

いじめは、児童に対するアンケート・聴き取り調査によって初めて実態が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合がある。このため、児童に対して、傍観者とならず、教職員への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

(2) いじめの未然防止のための取組

① 学習規律を大切に授業の推進

- ・ 望ましい言葉遣いや学習のルール
- ・ 言語活動の充実
- ・ 教室並びに校内の環境整備

② 自己有用感をはぐむ取組の推進

- ・ 各種行事等における学級づくりの推進
- ・ 望ましい集団活動(学級・異年齢集団等)を通しての自主性や社会性の育成

(3) 豊かな心をはぐむ取組の推進

- ・ 道徳教育・人権教育の推進
- ・ 体験活動・読書活動の推進
- ・ 規範意識、コミュニケーション能力の向上

(4) いじめについて理解を深める取組の推進

- ・ 人権週間等での取組を含め、各学年、年2回実施(5月、12月)

(5) いじめの防止等について、児童の主体的な活動の推進

(6) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進

- ・ 児童一人一人の内面理解に努め、児童の抱える課題の解決
- ・ 校内研修の実施(年1回)

4 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努める。

(2) いじめの早期発見のための取組

① 情報の集約と共有

- ・ いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・ 「いじめ対策委員会」で共有された情報については、各学年主任を通じて全教職員で共有する。
- ・ 緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。

② 全児童を対象とした「アンケート調査」及び「担任との個別懇談」

- ー 児童の状況を把握し指導・支援に生かす。 6月、1月 (原則として年2回)

③ 相談体制の整備と周知

- ・ 「教育相談週間」を設定する。 6月、1月 (原則として年2回)
- ・ 状況に応じてスクールカウンセラーと連携し情報を共有するとともに、支援体制を整える。
- ・ 校内相談窓口を設置し、児童及び保護者に周知する。

5 いじめに対する取組

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有し、今後の対応について組織的に対応方針を決定する。その際には、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導す

る。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携に努める。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校設置者又は学校いじめ対策委員会での判断により、より長期の期間を設定するものとする。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。被害児童の保護者については、必要に応じて面談等で確認する。

学校はいじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

いじめ対策委員会は、いじめが解消に至るまで支援計画を継続し実行する。また、教職員はいじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。

② いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。

③ 「いじめ対策委員会」を中心に関係児童から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害児童及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、相楽東部広域連合教育委員会に報告する。

④ いじめられた児童、その保護者への支援を行う。

- ⑤ いじめた児童への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長へ向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- ⑥ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- ⑦ いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(3) ネット上のいじめへの対応

- ① ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
- ② ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- ③ 情報モラル教育を推進する。

6 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した場合は、直ちに相楽東部広域連合教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学大臣決定)及び京都府並びに相楽東部広域連合教育委員会におけるいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、「いじめ対策委員会」を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- (2) 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- (3) 調査結果を相楽東部広域連合教育委員会に報告する。
- (4) 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な取組を進める。

7 関係機関との連携

- (1) 地域・家庭との連携の推進
 - ① 南山城小学校PTAとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
 - ・ 研修会の実施
 - ② いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組を学校だよりやホームページ等で積極的に発信する。
- (2) 関係機関との連携の推進
警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るよう努める。